

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(本業務の特記仕様事項)

第 1 2 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(本業務における特記仕様事項を記載)

R 7 港政 徳島小松島港（沖洲外地区）他 徳・東沖洲 2 他 港湾カメラ設置計画検討業務 特記仕様書

1. 港湾カメラ設置の目的

本業務で検討するカメラは、津波警報発令時に施設の被災状況を速やかに把握し、早期の復旧復興活動に繋げるなど津波・高潮災害時の防災活動の一助として、また、近年本県で寄港回数が増加しているクルーズ船の発着岸や港で行われているイベントのライブ映像発信を行い、さらなる港の賑わいに繋げること、さらに、天気の移り変わりが激しい港の事前の状況把握による、港利用時の安全性の確保に活用することを目的としている。

なお、設置したカメラは、既存の潮位計カメラシステムに組み込むとともに、カメラの向きや望遠などの操作や映像の記録、発信を行うこととしている。

2. 業務目的

現在、港湾政策課で計画しているカメラ設置計画（案）におけるカメラの基数を基に、各港湾においてカメラを設置するために必要な諸条件（設置位置と方法、カメラの規格、データ送信方法など）の検討を行い、カメラ設置計画を策定し、カメラ取付工事までに必要な調査、設計に関する項目のとりまとめを行うものである。

○カメラ設置計画（案）における各港のカメラの基数

- ・徳島小松島港（沖洲地区（4基）・本港地区（1基）・赤石地区（3基））
- ・橘港（大湊地区（1基））
- ・日和佐港（恵比須浜地区（1基））
- ・浅川港（浅川地区（1基））

3. 業務内容

3-1 設計計画

本業務の目的を十分に理解したうえで、業務実施に必要な事項および行程など、業務計画書を作成する。

3-2 資料収集整理

本業務の実施に当たり、必要な既存資料を収集し整理する。

3-3 現地調査

本業務に必要な現地条件の把握のため現地調査を行い、その資料整理を行う。

3-3 カメラ設置計画検討

撮影対象は、別添「カメラ設置計画（案）」のとおりとする。

① 設置位置、設置方法の検討

撮影対象である地震、津波発生後の港湾施設の被災状況やクルーズ船寄港時の賑わいなどを撮影でき、SOLAS や住民のプライバシーに配慮した設置位置及び設置方法を決定する。

②カメラの取付工事までに必要な調査、設計項目のとりまとめ

選定した位置、方法でカメラを設置するまでに必要な調査、設計項目をとりまとめる。

③カメラの仕様

下記事項により3案で比較検討を行い最適なカメラを選定する

- ・既設カメラシステムと親和性の高い（通信、システムエラーなどが少ない）カメラ
- ・視認性、望遠、画角、操作、解像度、データ保管など

④データ送信方法

有線、無線における平時や災害時の通信性や維持管理費について検討を行う。

3-4 報告書作成

上項で決定した各項目について記した報告書を作成する。

- ・報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴り） 1部
- ・電子成果品（電子媒体） 2部（正副各1部）

3-5 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時（1回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。